

第1章 総則

第1条 (名称) 本会は、八王子言語聴覚士ネットワーク(八王子 ST ネット)と称する。

第2章 目的および事業

第2条 (目的) 本会は、会員の交流、資質の向上を図り、当該地域の障害児者の医療、保健、教育、福祉の充実と生活の質の向上に寄与することを目的とする。

第3条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 会員間の情報交換、交流に関すること
- (2) 会員の資質・技術の向上に関すること
- (3) 言語聴覚療法の普及に関すること
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 (事務局) 本会は事務局を事務局長が勤務する施設におく。

第3章 会員

第5条 (会員種別) 本会は会員を以下の通りに規定する。

- (1) 正会員 言語聴覚士の資格を有する者で八王子市内に在住または在勤し、本会の目的に賛同する者
- (2) 準会員 八王子市および八王子市周辺において言語聴覚療法に携わる者

第6条 (入会) 入会を希望するものは所定の入会申込書に必要事項を記入し本会事務局に申し込み、運営委員会の承認を受けるものとする。

第7条 (退会) 会員は退会届を代表に提出することで退会することができる。

第8条 (会費) 会員は会費を納入しなければならない。ただし10月1日から3月31日までに入会申し込みをした者は初年度年会費の50%を免除する。

第4章 委員その他の機関

第9条 (運営委員) 本会に,以下の運営委員を置く.

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 地域部長 1名
- (6) 学術研修部長 1名

第10条 (選任) 運営委員(1)(2)(3)(5)(6)は会員の中から選出し,総会の承認を受けるものとする.事務局長は別に選任する.

- (1) (選挙)運営委員選挙は選挙管理委員会が執り行う
- (2) (選挙管理委員会)選挙管理委員会は運営委員選挙の告示および投開票に関する諸事を行う.選挙管理委員会は総会の承認により組織され開票結果の報告後,解散する.

第11条 (事務局) 事務局は以下の通りに規定する.

- (1) 事務局となる施設は代表が指定する
- (2) 事務局長は事務局の施設に勤務する会員より選出し,総会の承認をうけるものとする

第12条 (職務) 運営委員の職務は以下の通りとする.

- (1) 代表は本会を代表し,会務を統括する
- (2) 副代表は代表を補佐する
- (3) 会計は会費の徴収および運営費の管理を行う
- (4) 事務局長は会議の開催・内外団体との連絡を行う

(5) 地域部長は市民公開講座,八王子言語聴覚士ネットワーク会員が講師となる講習会等の企画運営を行う

(6) 学術・研修部長は八王子言語聴覚士ネットワーク主催の外部講師を呼んでの講演会,学術集会,症例検討会等の企画運営および症例検討証明書の発行を行う

第13条 (任期) 運営委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第14条 (再選挙) 運営委員の任期中に運営委員が正会員でなくなる場合,または健康上の理由等で職務遂行が困難な場合,運営委員選挙における次点の者を総会にて運営委員に任命する。次点者がいない場合,運営委員の欠員が生じた日から2ヶ月以内に再選挙を行う。

第15条 (その他の機関) 本会は必要に応じ委員会を設置することができる。委員会の委員長は会員の中から運営委員会が推薦し,総会の承認を受けるものとする。委員長の任期は2年以内とする。ただし再任は妨げない。

第5章 会計

第16条 (年会費) 年会費は5月末日までに所定の金額を納入することとする。

第17条 (会計年度) 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第18条 (予算および決算) 予算および決算は運営委員により提案,報告される。

(1) 本会の予算は総会の承認を受けて決定する

(2) 会計は,会計年度終了後に決算報告を作成し会員に報告しなくてはならない

第19条 (会計監査) 年度末に会員より会計監査を1名選出し,会計監査を行う。

第6章 会議

第20条 会議(種別) 会議は八王子STネット総会,定例会とする。

第21条 (総会) 総会は以下の通り行うこととする。

(1) 総会は正会員で構成する

- (2) 総会は以下の事項を決定する
 - ① 事業計画の決定
 - ② 事業報告の承認
 - ③ その他,本会の運営に関する重要事項
- (3) 毎年度最初の定例会を総会とする
- (4) 代表は必要に応じて臨時総会を招集することができる

第22条 (定例会) 定例会は以下の通り行うこととする.

- (1) 定例会は正会員以外の者も参加することができる
- (2) 定例会は3ヶ月に1回開催する

第23条 (議決) 会議の議決は正会員の過半数の同意をもって決する.

第7章 規約の改定

第24条 (規約の改定) 本規約の改定は総会の議決による.